



株式会社ナフコ

証券コード：2790

第**53**期

# 定時株主総会 招集ご通知

## 開催情報



日時

2022年6月23日（木曜日）

午前10時 受付開始 午前9時



場所

福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目14-2

リーガロイヤルホテル小倉  
（4階 ロイヤルホール）

※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。



決議  
事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役及び監査役  
の報酬額改定の件



書面及びインターネットによる  
議決権行使期限

2022年6月22日（水曜日）

午後6時15分まで

## ■ 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、書面・インターネットによる事前の議決権行使のご活用も宜しくお願い申し上げます。

(証券コード 2790)  
2022年6月2日

株 主 各 位

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号  
 **株 式 会 社 ナ フ コ**  
代表取締役社長 石 田 卓 巳

## 第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水）午後6時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目14-2  
リーガロイヤルホテル小倉 4階ロイヤルホール
3. 目的事項  
報告事項 第53期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

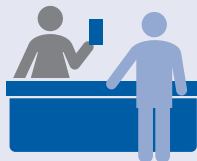
以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nafco.tv>）に掲載させていただきます。

◎当日はノーネクタイの「クールビズ」スタイルにてご対応させていただきますので、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

## 4. 議決権行使についてのご案内

当日ご出席による  
議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 開催日時

2022年  
6月23日(木)  
午前10時

郵送（書面）による  
議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

## 行使期限

2022年6月22日(水)  
午後6時15分  
到着分まで

電磁的方法  
(インターネット等)  
による議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイト  
(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

## 行使期限

2022年6月22日(水)  
午後6時15分まで

3～4ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

- ① 議決権行使書用紙と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② 電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する右記のアクセス手順によってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

### 議決権行使期限

2022年6月22日（水曜日）  
午後6時15分まで

### ご注意事項

- 株主様のインターネット利用環境や、ご利用の端末機種などによっては、ご利用いただけない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主様の負担となります。

### お問い合わせ先について

- インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部  
インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

（年末年始を除く 9：00～21：00）

機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様は、株式会社「ICJ」の運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## アクセス手順について



### ID・パスワード入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp>

または

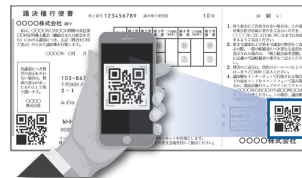
みずほ信託 議決権行使サイト

検索



### 「スマート行使」による方法

#### 1 QRコードを読み取る



スマートフォンのQRコード読み取りアプリを起動して、同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取り、ウェブブラウザを起動させる。

## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



次へすすむをクリック。

## 2 ログイン

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書」の左下に記載されております。

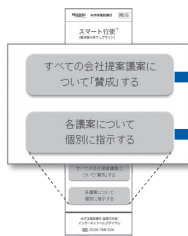


議決権行使書ウラ面に記載の「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。パスワード入力画面が出ますので、議決権行使書ウラ面に記載のパスワードを入力し、その後パスワードを変更してください。

以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

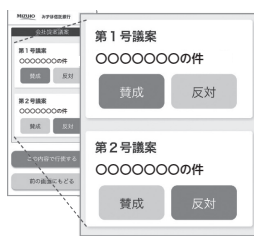
※「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

## 2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ。

## 3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って  
行使完了です。

「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、上記「ID・パスワード」を入力する方法でご修正いただけますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、会社をとりまく環境が依然として厳しい折から、経営体質の改善と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただきたく所存です。

#### 1. 期末配当に関する事項

第53期の期末配当につきましては、安定した配当を継続することを基本方針とし、経営成績及び今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金28円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は799,752,464円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月24日といたしたいと存じます。

#### 2. 剰余金の処分にに関する事項

- ① 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 5,000,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 5,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第12条（条文省略）<br><br>（株主総会参考書類等のインターネット開示）<br>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u><br>（新設） | 第1条～第12条（現行どおり）<br><br>（削除）<br><br>（電子提供措置等）<br>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u><br>2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 |

| 現 行 定 款                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第14条～第48条（条文省略）<br>（新設） | 第14条～第48条（現行どおり）<br>（附則）<br><u>1.現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u><br><u>2.前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u><br><u>3.本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u> |

### 第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の内件

当社は、2003年3月8日開催の臨時株主総会決議により、取締役の報酬額は月額3千万円以内（当該臨時株主総会終結時点の取締役員数は13名）に、監査役の報酬額は月額2百万円以内（当該臨時株主総会終結時点の監査役員数は3名）にそれぞれ決議いただき今日に至っておりますが、決議時に対し経済情勢や経営環境が大きく変動したこと、社外取締役の増員等を勘案し、現行の月額報酬の運用から年額報酬に改め、これにより役員賞与の支給等役員報酬の柔軟性向上や機動的な運用が可能となる報酬体系にしたいと存じます。

つきましては、取締役の報酬等を「年額400百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）」、監査役の報酬等を「年額30百万円以内」に改定させていただきたいと存じます。また、役員賞与の支給の運用に関しては、当期（第53期）の賞与から適用させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に判断して決定しており相当であると判断しております。

なお、取締役の報酬は、従来どおり使用人部分の給与は含まないものとしたいと存じます。本総会の終結時点の取締役は15名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名であります。

以上



# (添付書類)

## 事業報告

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株による感染再拡大などにより経済活動が停滞する中、国際的な情勢不安による資源価格の高騰や生活必需品の値上がりなど、厳しい状況が続いております。家具・ホームセンター業界におきましても、業態の垣根を越えた競争が激化する中、新型コロナウイルス感染症の長期化や天候不順による自然災害リスクなど、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中で当社は、生活を支える必需品を提供する社会的インフラとして、お客様と従業員の安全と健康を確保することを最優先とし、感染拡大防止対策を講じながら店舗の営業を続けてまいりました。

営業の概況としましては、前期の新型コロナウイルス感染症対策商品特需などの反動減により生活用品などが伸び悩みましたが、園芸やエクステリア、アウトドア用品などが堅調に推移しております。

また、店舗展開につきましては、4店舗の新規出店、2店舗の改装及び2店舗の増床を行いました。同時に既存店の見直しも行い2店舗を閉鎖いたしました。これにより、当事業年度末での店舗数は鹿児島県から宮城県までの34府県にわたり359店舗となりました。

この結果、売上高は2,065億49百万円、営業利益は120億2百万円、経常利益は125億72百万円、当期純利益は79億61百万円となりました。

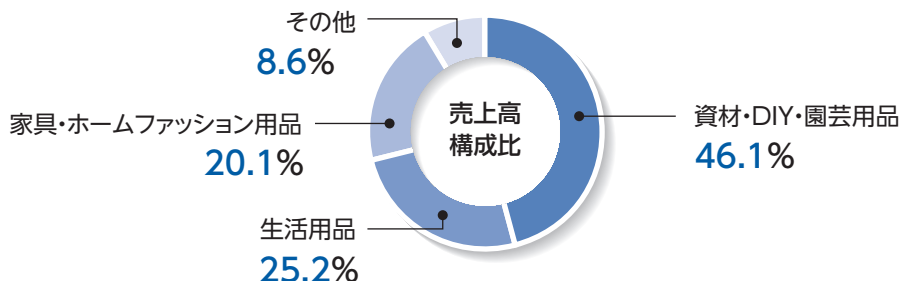
なお、当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」を適用しているため前事業年度との比較はしておりませんが、当事業年度の実績値と前事業年度の実績値を単純に比較した場合の増減率は、売上高は前期比11.9%減、営業利益は前期比34.1%減、経常利益は前期比33.5%減、当期純利益は前期比31.9%減となります。

商品部門別の売上状況につきましては、次のとおりであります。

| 区分             | 第52期         |            | 第53期         |            | 前期比<br>(%) |
|----------------|--------------|------------|--------------|------------|------------|
|                | 売上高<br>(百万円) | 構成比<br>(%) | 売上高<br>(百万円) | 構成比<br>(%) |            |
| 資材・DIY・園芸用品    | 105,140      | 44.8       | 95,123       | 46.1       | -          |
| 生活用品           | 62,170       | 26.5       | 52,003       | 25.2       | -          |
| 家具・ホームファッション用品 | 47,507       | 20.3       | 41,485       | 20.1       | -          |
| その他            | 19,760       | 8.4        | 17,936       | 8.6        | -          |
| 合計             | 234,578      | 100.0      | 206,549      | 100.0      | -          |

(注) 当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。このため、当該会計基準等適用前の実績値に対する増減率は記載しておりません。

### 第53期(2021年4月1日~2022年3月31日)



#### (2) 資金調達の状況

特記する事項はありません。

#### (3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は43億43百万円で、その主なものは店舗の新設等に要したものであります。

#### (4) 対処すべき課題

今後の経営環境におきましては、消費動向の見通しが依然として不透明なことから、さらに厳しい状況が続くものと予想されます。

当社といたしましては、「店はお客様のためにある」の原則を踏まえ、「人・商品・店舗」における他社との差別化を図りながら、業績の向上に努めていく所存であります。また、経営基盤のさらなる強化のため、新規出店と既存店の増床改装を行っていく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

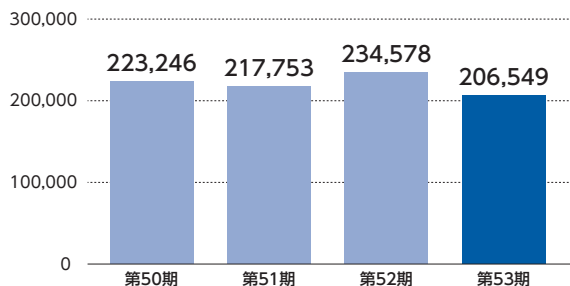
(単位：百万円)

| 区 分                    | 第 50 期   | 第 51 期   | 第 52 期   | 第 53 期   |
|------------------------|----------|----------|----------|----------|
|                        | 2019年3月期 | 2020年3月期 | 2021年3月期 | 2022年3月期 |
| 売 上 高                  | 223,246  | 217,753  | 234,578  | 206,549  |
| 経 常 利 益                | 7,525    | 8,964    | 18,918   | 12,572   |
| 当 期 純 利 益              | 4,518    | 4,941    | 11,688   | 7,961    |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 | 157円65銭  | 173円01銭  | 409円22銭  | 278円75銭  |
| 総 資 産                  | 222,501  | 221,037  | 236,164  | 233,075  |
| 純 資 産                  | 138,540  | 142,324  | 152,821  | 157,763  |

(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

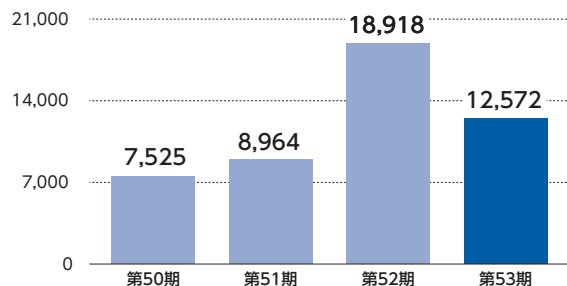
### ■ 売上高

(百万円)



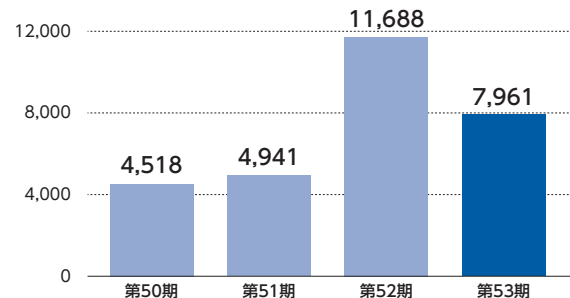
### ■ 経常利益

(百万円)



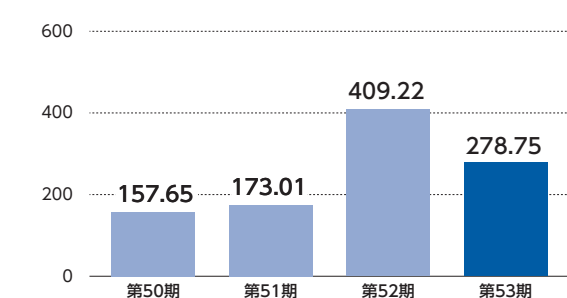
### ■ 当期純利益

(百万円)



### ■ 1株当たり当期純利益

(円)



## (6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
特記する事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社は、ホームセンター、家具・ホームファッション用品の販売を主業務とする専門店であります。

|                |                                                                     |
|----------------|---------------------------------------------------------------------|
| 資材・DIY・園芸用品    | 大工道具、建築金物、ペイント、左官用品、園芸用品、水道用品、エクステリア、木材・シェルフ、ルームアクセサリー、作業用品、グリーン、電材 |
| 生活用品           | 家庭用品、季節用品、収納用品、文具、日用品、調理家電、履物、食品、化粧品、アウトドア用品                        |
| 家具・ホームファッション用品 | 家具、フロアカバリング、カーテン、インテリア小物、照明、寝具、リフォーム、床材                             |
| その他            | カー用品、乗り物、ペット用品、灯油他                                                  |

## (8) 主要な営業所

- ① 本社 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- ② 店舗  
福岡県 75店舗 佐賀県 13店舗 大分県 15店舗  
長崎県 23店舗 熊本県 27店舗 宮崎県 17店舗  
鹿児島県 21店舗 山口県 27店舗 島根県 9店舗  
広島県 27店舗 鳥取県 4店舗 岡山県 14店舗  
香川県 4店舗 徳島県 1店舗 兵庫県 18店舗  
和歌山県 4店舗 京都府 2店舗 大阪府 7店舗  
奈良県 2店舗 三重県 4店舗 滋賀県 8店舗  
岐阜県 1店舗 福井県 1店舗 石川県 2店舗  
愛知県 3店舗 富山県 1店舗 静岡県 10店舗  
長野県 4店舗 山梨県 1店舗 埼玉県 3店舗  
栃木県 2店舗 千葉県 4店舗 茨城県 4店舗  
宮城県 1店舗 (合計 359店舗)

(9) 従業員の状況

| 従業員数   | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 1,388名 | 3名     | 39.4才 | 17.3年  |

(注) 上記の他、パート・アルバイト（高齢者従業員を含む）の年間の平均人数は5,377人（1日8時間換算）であります。

(10) 主要な借入先

(単位：百万円)

| 借入先          | 借入額    |
|--------------|--------|
| (株) 西日本シティ銀行 | 12,250 |
| (株) 福岡銀行     | 7,335  |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 101,504,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,784,400株 (うち自己株式1,221,812株)
- (3) 株主数 8,615名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                     | 持 株 数   | 持株比率   |
|-------------------------------------------|---------|--------|
| 株式会社深勝興産                                  | 7,759千株 | 27.17% |
| BBH FOR FIDELITY<br>LOW-PRICED STOCK FUND | 1,881千株 | 6.59%  |
| 高野 時丸                                     | 1,629千株 | 5.70%  |
| 高野 将光                                     | 893千株   | 3.13%  |
| 高野 裕子                                     | 893千株   | 3.13%  |
| 深町 宏子                                     | 893千株   | 3.13%  |
| 石田 佳子                                     | 893千株   | 3.13%  |
| 永野 共世                                     | 893千株   | 3.13%  |
| 深町 圭司                                     | 825千株   | 2.89%  |
| 深町 正                                      | 754千株   | 2.64%  |

(注) 持株比率は、自己株式 (1,221,812株) を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名    | 地位および担当                 | 重要な兼職の状況                                                                                                                          |
|-------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 石田卓巳  | 代表取締役社長 (H I 営業本部長)     | (株)マツサキホームセンター代表取締役                                                                                                               |
| 石田佳子  | 取締役副社長 (家具営業本部長兼家具商品部長) |                                                                                                                                   |
| 高野将光  | 取締役副社長 (H I 営業副本部長)     |                                                                                                                                   |
| 深町圭司  | 常務取締役 (H I 営業本部長補佐)     |                                                                                                                                   |
| 増本恒二  | 取締役 (経営企画部長)            |                                                                                                                                   |
| 高瀬俊雄  | 取締役 (家具商品部副部長)          |                                                                                                                                   |
| 馬淵祐二  | 取締役 (H I 事業推進部長兼総務部担当)  |                                                                                                                                   |
| 末松保幸  | 取締役 (家具事業推進部長)          |                                                                                                                                   |
| 小野哲彦  | 取締役 (家具商品部副部長)          |                                                                                                                                   |
| 山田泰弘  | 取締役 (H I 商品部長)          |                                                                                                                                   |
| 山田勲   | 取締役 (家具商品部副部長)          |                                                                                                                                   |
| 今井朋晴  | 取締役 (人事部長)              |                                                                                                                                   |
| 北川大二郎 | 取締役 (H I 商品部次長兼副部長)     |                                                                                                                                   |
| 廣瀬隆明  | 取締役                     | 広瀬公認会計士事務所所長<br>北九州ベンチャーキャピタル(株)代表取締役<br>日創プロニティ(株)社外監査役<br>(株)フォーシーズHD社外監査役<br>(株)TRUCK-ONE社外取締役 (監査等委員)<br>(株)プラッツ社外取締役 (監査等委員) |
| 福田義徳  | 取締役                     | 福田義徳公認会計士事務所所長<br>公立大学法人北九州市立大学監事                                                                                                 |
| 小林浩一  | 常勤監査役                   |                                                                                                                                   |
| 藤井晋   | 監査役 (非常勤)               | 藤井綜合法律事務所所長                                                                                                                       |
| 小島智也  | 監査役 (非常勤)               | 税理士法人小島パートナーズ代表社員                                                                                                                 |

- (注) 1.取締役廣瀬隆明、福田義徳の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2.監査役藤井晋、小島智也の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3.取締役廣瀬隆明、福田義徳、監査役藤井晋、小島智也の4氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4.監査役藤井晋氏は、弁護士であり法務に関する相当程度の知見を有しております。また監査役小島智也氏は、公認会計士であり会計及び財務に関する相当程度の知見を有しております。  
 5.当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1)就任  
 2021年6月24日開催の第52期定時株主総会において北川大二郎氏及び福田義徳氏は取締役、小島智也氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
- (2)退任  
 2021年6月24日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、福本靖氏は取締役を退任いたしました。
- (3)辞任  
 2021年6月24日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、福田義徳氏は監査役を辞任いたしました。

## (2) 各取締役および各監査役に期待する主な経験や知見等の一覧

各取締役および各監査役が保有するスキル等のうち、主なもの最大5つに●印をつけております。

| 氏名      |           | 役職          | 企業経営 | 小売・<br>営業 | 商品開発<br>・物流 | 組織開発 | 法務・コ<br>ンプライ<br>アンス | 財務・<br>会計 | DX・IT・セ<br>キュリティ | ESG |
|---------|-----------|-------------|------|-----------|-------------|------|---------------------|-----------|------------------|-----|
| 取締<br>役 | 石田 卓巳     | 代表取締役<br>社長 | ●    | ●         | ●           |      |                     | ●         | ●                |     |
|         | 石田 佳子     | 取締役<br>副社長  | ●    | ●         | ●           | ●    |                     |           |                  |     |
|         | 高野 将光     | 取締役<br>副社長  | ●    | ●         |             | ●    | ●                   |           |                  |     |
|         | 深町 圭司     | 常務<br>取締役   | ●    | ●         |             | ●    | ●                   |           |                  |     |
|         | 増本 恒二     | 取締役         | ●    |           |             |      |                     | ●         |                  | ●   |
|         | 高瀬 俊雄     | 取締役         | ●    | ●         | ●           |      |                     |           |                  |     |
|         | 馬淵 祐二     | 取締役         | ●    | ●         |             |      | ●                   |           |                  |     |
|         | 末松 保幸     | 取締役         | ●    | ●         |             |      | ●                   |           |                  |     |
|         | 小野 哲彦     | 取締役         | ●    | ●         | ●           |      |                     |           |                  |     |
|         | 山田 泰弘     | 取締役         | ●    | ●         | ●           |      |                     |           |                  |     |
|         | 山田 勲      | 取締役         | ●    | ●         | ●           |      |                     |           |                  |     |
|         | 今井 朋晴     | 取締役         | ●    |           |             |      |                     | ●         |                  | ●   |
|         | 北川 大二郎    | 取締役         | ●    | ●         | ●           |      |                     |           |                  |     |
|         | 廣瀬 隆明     | 社外<br>取締役   | ●    |           |             |      | ●                   | ●         |                  |     |
| 福田 義徳   | 社外<br>取締役 |             |      |           |             | ●    | ●                   |           |                  |     |
| 監査<br>役 | 小林 浩一     | 常勤<br>監査役   | ●    | ●         |             |      | ●                   |           |                  |     |
|         | 藤井 晋      | 社外<br>監査役   |      |           |             |      | ●                   | ●         |                  |     |
|         | 小島 智也     | 社外<br>監査役   |      |           |             |      | ●                   | ●         |                  |     |



## (2) 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会のさらなる実効性の確保および機能向上を目的に、各取締役へのアンケート（自己評価）を行い、2021年度の実効性に関する評価・分析を行いました。

アンケートの回答からは、概ね肯定的な評価がされており、取締役会の実効性については確保されていると評価いたしました。

一方で、議論の活性化や役員トレーニングに関する点などで課題を共有いたしました。

今後、課題についても十分な検討を行い、取締役会の機能向上に努めて参ります。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額であります。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は以下の通りであります。

当社は、2003年3月8日開催の臨時株主総会決議により取締役の報酬額(使用人部分は含まず)月額3千万円以内(決議時の員数は13名)と決議しております。

1) 固定報酬につきましては、取締役会の決議により授権を受けた代表取締役社長が、職責及び業務執行状況等を勘案し決定しております。

2) 役員賞与につきましては、株主総会の決議により決定した金額に対し、取締役会の決議により授権を受けた代表取締役社長が、職責及び業務執行状況等を勘案し決定しております。但し、社外取締役については、職責による評価は行っておりません。

3) 退職慰労金につきましては、社内規程の範囲内で支給することを株主総会で決議し、取締役会の決議により授権を受けた代表取締役社長が決定しております。

4) 当社は、現在業績連動型報酬制度及び非金銭報酬制度を導入しておりません。

また、決定方針の決定方法は、取締役会にて決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては上記決定方針に従って決定しておりますので、取締役会はその内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等に関する限度額の決定は、2003年3月8日開催の臨時株主総会決議により取締役の報酬額(使用人部分は含まず)は月額3千万円以内と承認決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。監査役の報酬額は月額2百万円以内と承認決議されております。当該臨時株主総会終結時点の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長石田卓巳が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、取締役の個人別の報酬等についての決定の全部であります。これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況を最も把握しているため、代表取締役社長石田卓巳が取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部を委任し、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |          |           |           | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|-----------------|------------------|----------|-----------|-----------|-----------------------|
|                  |                 | 固定報酬             | 業績連動報酬   | 賞与        | 退職慰労金     |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 135<br>(4)      | 82<br>(4)        | -<br>(-) | 27<br>(0) | 25<br>(-) | 16<br>(2)             |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 16<br>(5)       | 14<br>(4)        | -<br>(-) | 0<br>(0)  | 0<br>(-)  | 4<br>(3)              |

- (注) 1.取締役の支給額については、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2.支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額28百万円及び当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額26百万円を含んでおります。  
 3.上記支給額のほか、2021年6月24日開催の第52期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して9百万円支給しております。  
 4.上記の取締役及び監査役の対象となる役員の員数には、2021年6月24日開催の第52期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び辞任した監査役1名を含んでおります。

## (5) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当事業年度における主な活動状況

社外取締役 廣瀬隆明氏

同氏は、公認会計士としての高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有していること、及び独立性を有することにより株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、同氏は、広瀬公認会計士事務所の所長をしており、また北九州ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役、日創プロニティ株式会社社外監査役、株式会社フォーシーズHD社外監査役、株式会社TRUCK-ONE社外取締役（監査等委員）、株式会社プラッツ社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、同事務所並びに同社らと当社との利害関係はありません。なお、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身者ですが、直接利害関係を有するものではありません。当事業年度における主な活動としては、当事業年度開催の取締役会には13回中13回に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行いました。

また、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要としては、当期中に開催された全ての取締役会に出席し、議案に関し積極的に意見・提言を行っております。特に、公認会計士として財務・税務等の専門的見地から助言をいただくとともに経営の透明性確保と経営への監督機能を高めるため積極的に職務に取組み適切に遂行いただいております。

社外取締役 福田義徳氏

同氏は、公認会計士であり、長年の会計監査・税務業務を含めた幅広い会計知識と豊富な実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることにより選任しており、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。重要な兼職の状況として福田義徳公認会計士事務所の所長をしており、また公立大学法人北九州市立大学監事を兼務しておりますが、同事務所並びに同法人と当社との利害関係はありません。なお、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身者ですが、直接利害関係を有するものではありません。

当事業年度における主な活動としては、就任後当事業年度開催の取締役会には10回中10回に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行いました。

また、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要としては、就任後の当期中に開催された全ての取締役会に出席し、議案に関し積極的に意見・提言を行っております。特に、公認会計士として財務・税務等の専門的見地から助言をいただくとともに経営の透明性確保と経営への監督機能を高めるため積極的に職務に取組み適切に遂行いただいております。

社外監査役 藤井晋氏

同氏は、弁護士としての専門知識・経験を活かしてコンプライアンス経営の推進、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待し選任しており、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。重要な兼職の状況として藤井綜合法律事務所の所長をしておりますが、同事務所と当社との利害関係はありません。

内部監査室、他の監査役、会計監査人と業務等や監査の情報を共有しており、また、内部監査室を中心とした内部統制部門とは、業務や法令対応の適正性を徹底するために情報を共有し相互連携を重視しております。当事業年度における主な活動としては、当事業年度開催の取締役会には13回中13回に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行いました。また、当事業年度開催の監査役会には13回中13回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項等の協議などを行っております。

社外監査役 小島智也氏

同氏は、公認会計士として、長年の会計監査・税務業務を含めた幅広い会計知識と豊富な実務経験に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけると期待することにより社外監査役に選任しており、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。重要な兼職の状況として税理士法人小島パートナーズの代表社員をしておりますが、同法人と当社との利害関係はありません。

内部監査室、他の監査役、会計監査人と業務等や監査の情報を共有しており、また、内部監査室を中心とした内部統制部門とは、業務や法令対応の適正性を徹底するために情報を共有し相互連携を重視しております。当事業年度における主な活動としては、就任後当事業年度開催の取締役会には10回中10回に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行いました。また、就任後当事業年度開催の監査役会には10回中10回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項等の協議などを行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称及び当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

|                                | 支払額   |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                  | 29百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29百万円 |

- (注) 1.会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由として、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における監査の職務状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (2) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、当社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社においては以下の基本方針に従い、内部統制システムの継続的な整理・運用を行うものとしております。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会、監査役会、会計監査人による管理体制をとる。取締役会は、取締役会規程に従い、法令に定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務に関する事項の決議を行い、各部署からの報告を受ける。監査役会は、取締役からの報告、監査役が出席した会議内容などから取締役及び取締役会の業務執行を監視する。

当社では、反社会的勢力排除に向け、「反社会的勢力対応規程」や「企業倫理規程」を策定しており、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察官等とともに連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程である文書管理規程に従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、代表取締役社長に直属する部署として内部監査室を設置する。
- ② 内部監査室は、業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- ③ 内部監査室は、その監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報する体制を構築する。
- ④ 内部監査室は、その活動を円滑にするためにリスク管理規程、関連する個別規程などの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危機を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。
- ⑤ コンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス委員会規程、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。

### (4) 取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議する。
- ② 職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等に基づき権限の委譲が行われ、責任者が業務を遂行することとする。

### (5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、公益通報者保護規程に基づき、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築する。
- ② 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

**(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 子会社に関する業務については、関係会社管理規程に基づき経理部長が管理担当を行うものとする。
- ② 内部監査室は、子会社に対し、業務の適正を確保するため内部監査体制の確保を図り原則として毎期監査を行うものとする。
- ③ 内部監査室は、子会社に損失の危険が発生し、内部監査室がこれを把握した場合は、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を構築する。

**(7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項**

- ① 当社は、監査役から求めがあった場合、その職務を補助する監査役直属かつ専任のスタッフを置く。
- ② 前項の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役等の意見も十分に考慮して決定する。

**(8) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動等については、監査役会と協議を行う。

**(9) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとする。

**(10) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。

**(11) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制**

公益通報者保護規程により、当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築する。

**(12) 監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について必要と認められる費用または債務の処理を当社に請求したときは、当社は速やかに当該費用を支払い、または債務を処理する。

**(13) その他監査役を補助する使用人の職務の執行が実効的に行なわれることを確保するための体制**

監査役がその職務の執行に際して、取締役及び監査対象部署の使用人は、資料の開示等情報提供に協力する。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>100,744</b>	<b>流動負債</b>	<b>62,545</b>		
現金及び預金	34,111	支払手形	14,881		
売掛金	3,901	買掛金	14,156		
商貯蔵品	60,845	短期返済予定金	19,585		
前払費用	15	長期借入金	599		
未収金	972	未払金	1,209		
その他の金	208	未払法人税等	3,567		
貸倒引当金	693	未払事業税	517		
	△4	預り金	243		
<b>固定資産</b>	<b>132,331</b>	賞与引当金	301		
<b>有形固定資産</b>	<b>118,557</b>	役員賞与引当金	1,268		
建物	61,889	役員退職慰労引当金	1,043		
構築物	3,964	役員退職慰労引当金形債	28		
車両運搬具	0	固定負債	1,758		
工具、器具及び備品	698	長期借入金	3,209		
土地	48,515	退職給付引当金	172		
リース資産	3,318	退職給付引当金	12,767		
建設仮勘定	171	退職給付引当金	108		
<b>無形固定資産</b>	<b>3,372</b>	退職給付引当金	2,740		
借地権	2,585	退職給付引当金	3,063		
ソフトウェア	160	退職給付引当金	384		
電話加入権	47	退職給付引当金	6,074		
リース資産	501	退職給付引当金	396		
その他の資産	78	<b>負債合計</b>	<b>75,312</b>		
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,401</b>				
投資有価証券	267	<b>純資産の部</b>			
関係会社株	21	<b>株主資本</b>	<b>157,679</b>		
出資金	0	資本剰余金	3,538		
長期前払費用	290	資本準備金	4,223		
繰延税金資産	3,585	利益剰余金	152,268		
敷金及び保証金	6,226	利益準備金	37		
保険積立金	8	その他利益剰余金	152,231		
建設協力金	11	固定資産圧縮積立金	610		
貸倒引当金	1	別途積立金	137,000		
	△10	繰越利益剰余金	14,621		
<b>資産合計</b>	<b>233,075</b>	<b>自己株</b>	<b>△2,351</b>		
		評価・換算差額等	83		
		その他有価証券評価差額金	83		
		<b>純資産合計</b>	<b>157,763</b>		
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>233,075</b>		



## 損益計算書

(自 2021年 4月 1日  
至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		206,549
売上原価		134,739
<b>売上総利益</b>		<b>71,809</b>
営業収入		328
<b>営業総利益</b>		<b>72,138</b>
販売費及び一般管理費		60,136
<b>営業利益</b>		<b>12,002</b>
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	11	
受取貸料	531	
受取手数料	114	
受取保険金	92	
その他	276	1,027
営業外費用		
支払利息	112	
貸入原価	211	
災害による損	97	
その他	35	456
<b>経常利益</b>		<b>12,572</b>
特別利益		
固定資産売却益	31	31
特別損失		
固定資産除却損	62	
減損	212	
その他	2	277
<b>税引前当期純利益</b>		<b>12,326</b>
法人税、住民税及び事業税	3,730	
法人税等調整額	633	4,364
<b>当期純利益</b>		<b>7,961</b>

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年 4月 1日)  
(至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

項目	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	
当 期 首 残 高	3,538	4,223	4,223	37
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,538	4,223	4,223	37
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の積立				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	3,538	4,223	4,223	37

(単位：百万円)

項目	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	その他利益剰余金			利益剰余金合計
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	615	127,000	19,661	147,313
会計方針の変更による累積的影響額			△1,435	△1,435
会計方針の変更を反映した当期首残高	615	127,000	18,225	145,878
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の積立	△4		4	-
別途積立金の積立		10,000	△10,000	-
剰余金の配当			△1,570	△1,570
当期純利益			7,961	7,961
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	△4	10,000	△3,604	6,390
当 期 末 残 高	610	137,000	14,621	152,268

(単位：百万円)

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△2,351	152,724	97	97	152,821
会計方針の変更による累積的 影 響		△1,435			△1,435
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,351	151,288	97	97	151,386
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の積立		-			-
別 途 積 立 金 の 積 立		-			-
剰 余 金 の 配 当		△1,570			△1,570
当 期 純 利 益		7,961			7,961
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-	△13	△13	△13
当 期 変 動 額 合 計	-	6,390	△13	△13	6,376
当 期 末 残 高	△2,351	157,679	83	83	157,763

## 個別注記表

### 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法
  - (1) 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
  
市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準および評価方法
  - (1) 商品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）  
ただし、北九州物流センターにおける商品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
  - (2) 貯蔵品 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産 …………… 定率法によっております。  
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～34年
構築物	10～30年
工具、器具及び備品	5～8年
  - (2) 無形固定資産 …………… 定額法によっております。  
(リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - (3) リース資産 …………… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (4) 長期前払費用 …………… 定額法によっております。  
なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 …………… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理しております。  
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による按分額を発生翌期から損益処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づき、期末要支給額を計上しております。

#### 5. 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

当社は、「資材・DIY・園芸用品」、「生活用品」、「家具・ホームファッション用品」等の商品販売を主たる事業としており、商品の引渡時点において総額で収益を計上しております。なお、消化仕入等当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を計上しております。

また、当社は、会員顧客向けのポイント制度を採用しており、商品の購入に応じて付与するポイントは、将来当社における商品購入時に利用することができます。付与したポイントを履行義務として識別し、契約負債に計上しております。取引価格は、ポイントの利用及び失効見込み分を考慮した上で、独立販売価格の比率に基づいて各履行義務に配分しております。ポイントの履行義務に配分された取引価格は貸借対照表上「契約負債」として計上し、ポイントの利用及び失効に従い収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから短期の内に受領し、重要な金融要素は含んでおりません。

## 【会計方針の変更】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下「収益認識会計基準等」という。)を当事業年度の期首より適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

(本人及び代理人取引に係る収益認識)

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。なお、代理人取引による当該収益を営業収入に計上しています。

(カスタマー・ロイヤリティ・プログラムに係る収益認識)

販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムによる商品の販売については、従来は販売時に収益を認識するとともに、付与したポイントのうち将来使用されると見込まれる額を引当金として計上する方法によっておりましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しています。なお、識別した履行義務については、契約負債に計上しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の売上高は7,176百万円減少し、売上原価は4,586百万円減少し、売上総利益は2,590百万円減少し、営業収入は328百万円増加しております。また、販売費及び一般管理費は2,215百万円減少し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ46百万円減少しています。また、利益剰余金の当期首残高は1,435百万円減少しています。なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	資材・DIY ・園芸用品	生活用品	家具・ホーム ファッション 用品		
一時点で移転される財	95,123	52,003	41,485	17,936	206,549
一定の期間にわたり移転される財	-	-	-	-	-
顧客との契約から生じる収益	95,123	52,003	41,485	17,936	206,549
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	95,123	52,003	41,485	17,936	206,549
営業収入	-	59	189	79	328

(注) 「その他」は報告セグメントに含まれない商品区分セグメントであり、内容につきましては、「カー用品、乗り物、ペット用品、灯油他」であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「5.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当事業年度期首 (2021年4月1日)	当事業年度末 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	3,034	3,901
契約資産	-	-
契約負債		
・ 契約負債	3,138	3,209
・ 予約預り金	1,168	1,268

契約負債は、顧客に付与したポイントの未行使分に関連するものであります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、契約負債1,346百万円、予約預り金1,168百万円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は、当事業年度期首4,307百万円、当事業年度末4,478百万円であります。

将来顧客が行使することが見込まれるポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格については、今後概ね10年以内、予約預り金については、概ね1年以内の期間に亘って収益を認識します。



**【会計上の見積りの開示に関する注記】**

## 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
当事業年度の損益計算書において、減損損失を212百万円計上しています。
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

## ①算出方法

当社は、店舗については店舗ごと、遊休資産については資産ごと、賃貸資産については賃貸資産ごとにグルーピングしています。

店舗に帰属する有形固定資産及び無形固定資産116,487百万円を計上していますが、このうち営業活動から生じる損益等が継続してマイナスの店舗及び土地の時価が著しく下落した店舗を減損の兆候がある店舗として識別しており、識別された店舗ごとに減損損失の認識の判定を実施しています。

特に見積りの不確実性の影響を受けやすい営業活動から生じる損益等が継続してマイナスの店舗の減損損失の認識の判定においては、店舗ごとに見積もった割引前将来キャッシュ・フローの合計額と帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を上回っている店舗の有形固定資産及び無形固定資産12,028百万円については減損損失を認識していません。

## ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、売上高成長率、売上総利益率及び売上高販売費及び一般管理費率並びに不動産評価額です。

## ③翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定については、見積りの不確実性が高く、ホームセンター業界の再編等による競争環境の変化などの影響を受ける可能性があります。今後の経営環境におきましては、消費動向の見通しが依然として不透明なことから、さらに厳しい状況が続くものと予想されます。そのため、主要な仮定の前提となる状況の変化等により、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

**【貸借対照表に関する注記】**

1. 担保に供している資産		
土	地	6,705百万円
建	物	1,932百万円
合	計	8,638百万円

上記資産は、1年内返済予定の長期借入金500百万円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	108,602百万円
3. 関係会社に対する金銭債権	1百万円
4. 関係会社に対する金銭債務	1百万円

**【損益計算書に関する注記】**

関係会社との取引高

売	上	高	10百万円
仕	入	高	21百万円
営業取引以外の取引高			7百万円

## 【株主資本等変動計算書に関する注記】

## 1. 当事業年度末日における発行済株式の数

普通株式 29,784,400株（自己株式1,221,812株を含む）

## 2. 配当に関する事項

## ① 配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	771	27円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月25日
2021年10月22日 取締役会	普通株式	799	28円00銭	2021年 9月30日	2021年 12月3日

## ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	799	28円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月24日

## 3. 当事業年度末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

**〔税効果会計に関する注記〕**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

**(繰延税金資産)**

賞与引当金	317百万円
未払事業所税	73百万円
未払事業税	74百万円
契約負債	545百万円
退職給付引当金	931百万円
役員退職慰労引当金	116百万円
一括償却資産損金算入限度超過額	46百万円
減損損失累計額	1,051百万円
資産除去債務	1,846百万円
その他	147百万円
繰延税金資産小計	5,151百万円
評価性引当額	△298百万円
繰延税金資産合計	4,853百万円

**(繰延税金負債)**

固定資産圧縮積立金	△266百万円
資産除去費用	△964百万円
その他有価証券差額	△36百万円
繰延税金負債合計	△1,267百万円
繰延税金資産の純額	3,585百万円

## 〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

## 1. ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

## ① リース資産の内容

## (ア) 有形固定資産

主として、店舗における陳列什器（工具、器具及び備品）であります。

## (イ) 無形固定資産

主として、本社における管理用ソフトウェアであります。

## ② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内

1,253百万円

1年超

3,791百万円

合計

5,044百万円

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い預金等で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等に該当する非上場株式（貸借対照表計上額35百万円）は次表の「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	232	232	-
(2) 長期借入金	(708)	(707)	△0

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で表示しております。

現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、「売掛金」「支払手形」「買掛金」「短期借入金(ただし、1年以内返済予定の長期借入金を除く)」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しています。

### (注1) 有価証券に関する事項

#### 投資有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	111	232	120
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
合 計		111	232	120

### (注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	599	99	8	-	-	-
合 計	599	99	8	-	-	-

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットをもちいて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	232	-	-	232

## (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	707	-	707

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元金金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しています。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

**〔関連当事者との取引に関する注記〕**

該当事項はありません。

**〔1 株当たり情報に関する注記〕**

- |  |           |
|--|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額                           | 5,523円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益                          | 278円75銭   |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は存在しないため記載しておりません。 |           |

**〔重要な後発事象に関する注記〕**

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社ナフコ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 徳 永 陽 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内 野 健 志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナフコの2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、内部監査室及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。尚、財務報告を含む内部統制システムの管理運営体制については、今後とも一層の整備・充実ならびに推進が重要であると考えます。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社ナフコ監査役会

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 小 林 浩 一 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 藤 井 晋   | Ⓔ |
| 社外監査役 | 小 島 智 也 | Ⓔ |

以 上

# 株主総会会場ご案内略図

会場

福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目14-2

リーガロイヤルホテル小倉 4階ロイヤルホール

電話：093-531-1121



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。